

廃掃法施行規則施行 環境省



廃棄物処理法施行規則の改正内容が平成 17 年 3 月 28 日に公布され、17 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

〔主な改正内容〕

- (1) 指定を受けた廃棄物最終処分場跡地などで、土地掘削・形質変更を行う場合に都道府県知事への事前届け出を義務づける新制度のための指定範囲・指定方法に関する詳細規定
- (2) 新たに創設される産廃処理業者評価制度の具体的な評価基準
- (3) 廃プラスチック類 RPF(固形燃料)製造・保管施設の構造・維持管理基準の見直し内容
- (4) 最終処分場維持管理積立金の安定型産廃最終処分場への適用拡大規定
- (5) 一廃処理施設の設置許可時の申請書類簡素化規定

今回の改正は、昨年通常国会で成立した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、これらの法令により環境省令で定めることとしている土地の形質の変更に係る指定区域の範囲の詳細、指定の方法、施行方法に関する基準等を定めるとともに、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設等のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等について所要の改正を行うものです。

資料:2004 年 3 月 28 日付 環境省 HP、EIC 社

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

